

2026 年 8 月 25 日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 大越 昇一
問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智
TEL 0120-753104

上場投資信託（ETF）の受益権分割および売買単位変更に関するお知らせ

当社は、本日、下記の通り受益権分割およびそれに付随する約款変更ならびに売買単位変更を行なうことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

[対象 ETF（括弧内は銘柄コード）]

NEXT FUNDS 日経 225 連動型上場投信（1321）
NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信（1328）
NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均株価（為替ヘッジなし）連動型上場投信（1546）
NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信（1570）
NEXT FUNDS 野村日本株高配当 70 連動型上場投信（1577）
NEXT FUNDS JPX 日経インデックス 400 連動型上場投信（1591）

[変更の理由]

投資家の利便性、運用状況等を勘案し、変更するものです。

[変更の内容]

I. 受益権分割および売買単位変更の概要

① 受益権分割

1.1 分割比率

1.2 に記載の分割基準日の最終の受益者名簿に記載された受益者の有する受益権口数 1 口につき、以下の割合をもって分割いたします。

銘柄コード	分割比率	受益権分割前の発行済受益権総口数※	今回分割により増加する受益権口数※	受益権分割後の発行済受益権総口数※
(1321)	1 口を 100 口に分割	257,515,361 口	25,494,020,739 口	25,751,536,100 口
(1328)	1 口を 50 口に分割	3,420,958 口	167,626,942 口	171,047,900 口
(1546)	1 口を 400 口に分割	365,190 口	145,710,810 口	146,076,000 口
(1570)	1 口を 50 口に分割	10,960,000 口	537,040,000 口	548,000,000 口
(1577)	1 口を 200 口に分割	3,832,908 口	762,748,692 口	766,581,600 口
(1591)	1 口を 100 口に分割	64,002,185 口	6,336,216,315 口	6,400,218,500 口

※上記は 2026 年 7 月 31 日時点の数値を記載しており、実際の口数とは異なる場合があります。

1.2 分割基準日／分割効力発生日

銘柄 コード	分割基準日	分割効力発生日
(1321)	2026 年 10 月 6 日	2026 年 10 月 7 日
(1328)	2026 年 11 月 1 日 (※実質的な分割基準日は 2026 年 10 月 30 日)	2026 年 11 月 2 日
(1546)	2026 年 11 月 5 日	2026 年 11 月 6 日
(1570)	2027 年 2 月 28 日 (※実質的な分割基準日は 2027 年 2 月 26 日)	2027 年 3 月 1 日
(1577)	2027 年 1 月 31 日 (※実質的な分割基準日は 2027 年 1 月 29 日)	2027 年 2 月 1 日
(1591)	2027 年 1 月 31 日 (※実質的な分割基準日は 2027 年 1 月 29 日)	2027 年 2 月 1 日

1.3 設定および交換／一部解約の受付停止の日程

受益権分割に向けた対応実務等のため、以下の通り申込みの受け付けを停止いたします。

- ・ NEXT FUNDS 日経 225 連動型上場投信 (1321)

日付	設定	交換
2026 年 10 月 2 日	— (受付)	受付停止
2026 年 10 月 5 日	受付停止	受付停止
2026 年 10 月 6 日	受付停止	受付停止

- ・ NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信 (1328)

日付	設定	一部解約
2026 年 10 月 22 日	— (受付)	受付停止
2026 年 10 月 23 日	— (受付)	受付停止
2026 年 10 月 26 日	— (受付)	受付停止
2026 年 10 月 27 日	— (受付)	受付停止
2026 年 10 月 28 日	— (受付)	受付停止
2026 年 10 月 29 日	受付停止	受付停止
2026 年 10 月 30 日	受付停止	受付停止

- ・ NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均株価 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信 (1546)

日付	設定	一部解約
2026 年 10 月 30 日	— (受付)	受付停止
2026 年 11 月 2 日	— (受付)	受付停止
2026 年 11 月 4 日	受付停止	受付停止
2026 年 11 月 5 日	受付停止	受付停止

- ・ NEXT FUNDS 野村日本株高配当 70 連動型上場投信 (1577)
- ・ NEXT FUNDS JPX 日経インデックス 400 連動型上場投信 (1591)

日付	(1577)		(1591)	
	設定	交換	設定	交換
2027 年 1 月 27 日	－ (受付)	受付停止	受付停止	受付停止
2027 年 1 月 28 日	受付停止	受付停止	受付停止	受付停止
2027 年 1 月 29 日	受付停止	受付停止	受付停止	受付停止

- ・ NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信 (1570)

日付	設定	一部解約
2027 年 2 月 24 日	－ (受付)	受付停止
2027 年 2 月 25 日	受付停止	受付停止
2027 年 2 月 26 日	受付停止	受付停止

東京証券取引所を通じた対象 ETF の売買を停止するものではありません。

② 売買単位変更

東京証券取引所における売買取引の単位について、以下の通り変更いたします。

銘柄 コード	(変更後)	(変更前)	変更実施日
(1321)	10 口以上 10 口単位	1 口以上 1 口単位	2026 年 10 月 5 日
(1328)			2026 年 10 月 29 日
(1546)			2026 年 11 月 4 日
(1570)			2027 年 2 月 25 日
(1577)			2027 年 1 月 28 日
(1591)			2027 年 1 月 28 日

※当該変更は、約款変更には該当いたしません。

II. 受益権分割に伴う約款変更

① 約款変更の内容 (※詳細は、後述の「新旧対照表」をご参照ください。)

1. 受益権分割に係る規定等の追加

NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信 (1570) 以外の対象 ETF について、受益権の分割に関し、証券保管振替機構が定める「株式等振替制度に係る業務処理要領」(以下、「業務処理要領」といいます。)に基づいて受益権を分割する場合の規定の追加、当初元本を明確化する変更を行ないます。

2. 受益権の取得および交換／一部解約に係る申込単位の変更

受益権の取得および交換／一部解約に係る申込単位について、以下の通り変更いたします。

	取得単位		交換／一部解約単位	
	変更後	変更前	変更後	変更前
(1321)	変更なし		変更なし	
(1328)	「50 万口以上かつ 50 万口の整数倍」	「1 万口以上かつ 1 万口の整数倍」	「50 万口以上かつ 50 万口の整数倍」	「1 万口以上かつ 1 万口の整数倍」
(1546)	「20 万口以上」	「500 口以上」	「20 万口以上」	「500 口以上」
(1570)	「100 万口以上かつ 100 万口の整数倍」	「2 万口以上かつ 2 万口の整数倍」	「100 万口以上かつ 100 万口の整数倍」	「2 万口以上かつ 2 万口の整数倍」
(1577)	「50 万口」または 「400 万口」	「2,500 口」また は「2 万口」	「50 万口」	「2,500 口」
(1591)	「1,000 万口」	「10 万口」	「1,000 万口」	「10 万口」

※上記変更は、当該約款変更の適用日以降の取得申込あるいは交換／一部解約申込に対して適用されます。

※上記の各申込単位は、東京証券取引所における売買取引に適用されるものではありません。

3. 信託契約の解約の事由（口数）の変更

信託契約の解約の事由（口数）について、以下の通り変更いたします。

	信託契約の解約の事由（口数）	
	変更後	変更前
(1321)	3,000 万口を下ることとなった場合	30 万口を下ることとなった場合
(1328)	4,000 万口を下回ることとなった場合	80 万口を下回ることとなった場合
(1546)	20 営業日連続して 2,400 万口を下回った場合	20 営業日連続して 6 万口を下回った場合
(1570)	20 営業日連続して 500 万口を下回った場合	20 営業日連続して 10 万口を下回った場合
(1577)	20 営業日連続して 1,000 万口を下回った場合	20 営業日連続して 5 万口を下回った場合
(1591)	20 営業日連続して 1,000 万口を下回った場合	20 営業日連続して 10 万口を下回った場合

② 約款変更および約款付表変更と書面決議または異議申立の手続き等

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議または異議申立手続きのいずれも行ないません。

③ 約款変更の日程

銘柄 コード	約款変更の届出日	約款変更の適用日（「業務処理要領」に基づく 規定の追加）	約款変更の適用日（当初元 本を明確化する約款変更、 受益権の取得および交換／ 一部解約に係る申込単位の変 更、信託契約の解約の事 由（口数）の変更）
(1321)	2026 年 9 月 29 日まで	2026 年 9 月 30 日	2026 年 10 月 7 日
(1328)	2026 年 9 月 29 日まで	2026 年 9 月 30 日	2026 年 11 月 2 日
(1546)	2026 年 10 月 27 日まで	2026 年 10 月 28 日	2026 年 11 月 6 日
(1570)	2027 年 2 月 26 日まで	-	2027 年 3 月 1 日
(1577)	2026 年 12 月 22 日まで	2026 年 12 月 23 日	2027 年 2 月 1 日
(1591)	2026 年 12 月 22 日まで	2026 年 12 月 23 日	2027 年 2 月 1 日

④ 当該変更に係る新旧対照表

NEXT FUNDS 日経 225 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
（信託の目的および金額） 第 2 条 委託者は、<u>金 73,842,921,570 円</u>（信託契約締結日の前営業日における日経平均トータルリターン・インデックスの終値（円未満は切り上げます。）の 1,000 万倍の金額）に相当する委託者の指定する有価証券等（以下「信託適格有価証券等」といいます。）を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 ② <略> ③ この信託の信託契約締結時の受益権の価額は、1 口につき 12,307 円とします。なお、<u>2026 年 10 月 6 日現在の受益権を 1 対 100 の割合で再分割しており、当初元本は 1 口当たり 123.07 円です。</u> （受益権の分割、再分割および併合） 第 13 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については、<u>6,000,000 口</u>に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 33 条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、<u>社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定にしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することが</u>できるものとします。 ③ 前項の規定により委託者は、<u>受益権の再分割または併合を行なう場合には、振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の規定にしたがい、次の各号の通り行ないます。</u>	（信託の目的および金額） 第 2 条 委託者は、信託契約締結日の前営業日における日経平均トータルリターン・インデックスの終値（円未満は切り上げます。）の 1,000 万倍の金額に相当する委託者の指定する有価証券等（以下「信託適格有価証券等」といいます。）を<u>上限として</u>受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 ② <同左> <新設> （受益権の分割） 第 13 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については、<u>1,000 万口を上限として</u>、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 33 条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、<u>受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるもの</u>とします。 <新設>

1. 受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。 2. 受益権の再分割または併合に際し 1 口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。 3. 前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算の上、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。 4. 前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分に応じて受益者に分配します。 5. 委託者は、受益権の取得申込の受け付けおよび交換請求の受け付けについて制限を行なう場合があります。 6. 受益者からの社振法に規定する特例投資信託受益権に係る個別移行申請について制限を行なう場合があります。 7. 受益権の再分割の日または併合の日以降の特例投資信託受益権に係る個別移行申請については、受益者は委託者による差替え後の受益証券によって行なう必要があります。 （受益権の帰属と受益証券の不発行） 第 16 条 この信託の受益権は、平成 20 年 1 月 4 日より、<u>社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</u> ②～④ <略> （付表） 1. <略> 2. 信託約款第 11 条第 1 項の別に定める口数は、「<u>3,000 万口</u>」とします。 3. ～6. <略>	（受益権の帰属と受益証券の不発行） 第 16 条 この信託の受益権は、平成 20 年 1 月 4 日より、<u>社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</u> ②～④ <同左> （付表） 1. <同左> 2. 信託約款第 11 条第 1 項の別に定める口数は、「<u>30 万口</u>」とします。 3. ～6. <同左>
---	--

※第 13 条第 2 項、第 3 項および第 16 条については 2026 年 9 月 30 日、第 2 条、第 13 条第 1 項および付表については 2026 年 10 月 7 日を適用日とする。

NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(信託の目的および金額) 第 2 条 委託者は、金 50 億 9,600 万円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 ② この信託は、1 g (1 グラム) 当りの金価格として別に定める運用の基本方針にしたがい算出する指標を対象指標（以下この約款において「対象指標」といいます。）とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1 口につき 2,548 円とします。なお、<u>2026 年 10 月 30 日現在の受益権を 1 対 50 の割合で再分割しており、当初元本は 1 口当たり 50.96 円です。</u> (受益権の分割、再分割および併合) 第 13 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 200 万口<u>に</u>、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 38 条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「<u>社振法</u>」といいます。）の規定にしたがい、<u>一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することが</u>できるものとします。 ③ 前項の規定により委託者は、<u>受益権の再分割または併合を行なう場合には、振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の規定にしたがい、次の各号の通り行ないます。</u> 1. <u>受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u> 2. <u>受益権の再分割または併合に際し 1 口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。</u> 3. <u>前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算の上、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u> 4. <u>前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分に応じて受益者に分配します。</u> 5. <u>委託者は、受益権の取得申込の受け付けおよび一部解約の実行の請求の受け付けについて制限を行なう場合があります。</u> (受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 16 条 この信託のすべての受益権は、平成	(信託の目的および金額) 第 2 条 委託者は、金 50 億 9,600 万円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 ② この信託は、1 g (1 グラム) 当りの金価格として別に定める運用の基本方針にしたがい算出する指標を対象指標（以下この約款において「対象指標」といいます。）とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1 口につき 2,548 円とします。 (受益権の分割および再分割) 第 13 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 200 万口<u>を上限とし</u>、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 38 条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、<u>受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるもの</u>とします。 <新設> (受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 16 条 この信託のすべての受益権は、平成

20 年 1 月 4 日より、<u>社振法</u>の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ②～④ <略> （付表） 1. <略> 2. 約款第 11 条第 1 項の別に定める口数は、「<u>4,000 万口</u>」とします。 3. 約款第 12 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>50 万口以上かつ 50 万口の整数倍</u>」とします。 4. ～7. <略> 8. 約款第 50 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>50 万口以上かつ 50 万口の整数倍</u>」とします。 9. <略>	20 年 1 月 4 日より、<u>社債等の振替に関する法律</u>（政令で定める日以降「<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>」となった場合は読み替えるものとし、「<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>」を含め「<u>社振法</u>」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「<u>振替機関</u>」をいい、以下「<u>振替機関</u>」）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ②～④ <同左> （付表） 1. <同左> 2. 約款第 11 条第 1 項の別に定める口数は、「<u>80 万口</u>」とします。 3. 約款第 12 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>1 万口以上かつ 1 万口の整数倍</u>」とします。 4. ～7. <同左> 8. 約款第 50 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>1 万口以上かつ 1 万口の整数倍</u>」とします。 9. <同左>
--	---

※第 13 条第 2 項、第 3 項および第 16 条については 2026 年 9 月 30 日、第 2 条、第 13 条第 1 項および付表については 2026 年 11 月 2 日を適用日とする。

NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均株価（為替ヘッジなし）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
（信託の目的および金額） 第 2 条 委託者は、<u>金 1,064,160,000 円</u>を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 ② この信託は、米ドル建てであるダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均株価（税引前配当込み）を対象株価指数（以下この約款において「対象株価指数」といいます。）とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1 口につき <u>8,868 円</u>（信託契約締結日の前々営業日の対象株価指数を、信託契約締結日の前営業日の対顧客電信売買相場の仲値を用いて、日本円換算したものを 100 分の 1 にしたものに 100.30%を乗じて得た値の額（小数点以下は切り上げます。））とします。<u>なお、2026 年 11 月 5 日現在の受益権を 1 対 400 の割合で再分割しており、当初元本は 1 口当たり 22.17 円です。</u>	（信託の目的および金額） 第 2 条 委託者は、<u>金 50 億円</u>を<u>上限として</u>受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 ② この信託は、米ドル建てであるダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均株価（税引前配当込み）を対象株価指数（以下この約款において「対象株価指数」といいます。）とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1 口につき、<u>信託契約締結日の前々営業日の対象株価指数を、信託契約締結日の前営業日の対顧客電信売買相場の仲値を用いて、日本円換算したものを 100 分の 1 にしたものに 100.30%を乗じて得た値の額（小数点以下は切り上げます。）</u>とします。

③ <略> (受益権の分割、再分割および併合) 第 10 条 <略> ② 委託者は、受託者と協議のうえ、<u>社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定にしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することができるものとします。</u> ③ 前項の規定により委託者は、<u>受益権の再分割または併合を行なう場合には、振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の規定にしたがい、次の各号の通り行ないます。</u> 1. <u>受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u> 2. <u>受益権の再分割または併合に際し 1 口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。</u> 3. <u>前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算の上、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u> 4. <u>前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分に応じて受益者に分配します。</u> 5. <u>委託者は、受益権の取得申込の受け付けおよび一部解約の実行の請求の受け付けについて制限を行なう場合があります。</u> (受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 12 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ②～③ <略> (信託契約の解約) 第 46 条 <略> ② 委託者は、受益権の口数が 20 営業日連続して <u>2,400 万口</u>を下回った場合、第 5 条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、受託者と合意	③ <同左> (受益権の分割および再分割) 第 10 条 <同左> ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし ます。 <新設> (受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 12 条 この信託のすべての受益権は、<u>社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</u> ②～③ <同左> (信託契約の解約) 第 46 条 <同左> ② 委託者は、受益権の口数が 20 営業日連続して <u>6 万口</u>を下回った場合、第 5 条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、受託者と合意のう
--	--

のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。 ③～⑥ <略> (付表) 1. ～2. <略> 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>20 万口</u>以上」とします。 4. ～6. <略> 7. 約款第 45 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>20 万口</u>以上」とします。 8. <略>	え、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。 ③～⑥ <同左> (付表) 1. ～2. <同左> 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>500 口</u>以上」とします。 4. ～6. <同左> 7. 約款第 45 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>500 口</u>以上」とします。 8. <同左>
---	---

※第 10 条および第 12 条については 2026 年 10 月 28 日、第 2 条、第 46 条および付表については 2026 年 11 月 6 日を適用日とする。

NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(信託の目的および金額) 第 2 条 委託者は、金 100 億 730 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 ② この信託は、日経平均レバレッジ・インデックスを対象指数（以下この約款において「対象指数」といいます。）とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1 口につき 4,351 円（信託契約締結日の前営業日の対象指数の終値に 100.05%を乗じて得た値の額（小数点以下は切り上げます。））とします。なお、<u>2021 年 4 月 28 日現在の受益権を 1 対 2 の割合で再分割した後、2027 年 2 月 26 日現在の受益権を 1 対 50 の割合で再分割しており、当初元本は 1 口当たり 43.51 円</u>です。 ③ <略> (信託契約の解約) 第 47 条 <略> ② 委託者は、受益権の口数が 20 営業日連続して <u>500 万口</u>を下回った場合、第 5 条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。 ③～⑥ <略>	(信託の目的および金額) 第 2 条 委託者は、金 100 億 730 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 ② この信託は、日経平均レバレッジ・インデックスを対象指数（以下この約款において「対象指数」といいます。）とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1 口につき 4,351 円（信託契約締結日の前営業日の対象指数の終値に 100.05%を乗じて得た値の額（小数点以下は切り上げます。））とします。なお、2021 年 4 月 28 日現在の受益権を 1 対 2 の割合で再分割しており、当初元本は 1 口当たり <u>2,175.5 円</u>です。 ③ <同左> (信託契約の解約) 第 47 条 <同左> ② 委託者は、受益権の口数が 20 営業日連続して <u>10 万口</u>を下回った場合、第 5 条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。 ③～⑥ <同左>

(付表) 1. ～2. <略> 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>100 万口以上かつ 100 万口の整数倍</u>」とします。 4. ～7. <略> 8. 約款第 46 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>100 万口以上かつ 100 万口の整数倍</u>」とします。 9. ～10. <略>	(付表) 1. ～2. <同左> 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>2 万口以上かつ 2 万口の整数倍</u>」とします。 4. ～7. <同左> 8. 約款第 46 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>2 万口以上かつ 2 万口の整数倍</u>」とします。 9. ～10. <同左>
--	---

NEXT FUNDS 野村日本株高配当 70 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(信託の目的および金額) 第 2 条 委託者は、<u>金 2,999,695,007 円</u>に相当する委託者の指定する有価証券等（以下「信託適格有価証券等」といいます。）を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 ② この信託は、野村日本株高配当 70（配当含む）を対象株価指数とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1 口につき <u>14,999 円</u>（信託契約締結日の前営業日における対象株価指数の終値の 1 ポイントを 1 円に換算した額（小数点以下は切り上げます。））とします。<u>なお、2027 年 1 月 29 日現在の受益権を 1 対 200 の割合で再分割しており、当初元本は 1 口当たり 74,995 円です。</u> ③ <略> (受益権の分割、再分割および併合) 第 10 条 <略> ② 委託者は、受託者と協議のうえ、<u>社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定にしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することができ</u>るものとします。 ③ 前項の規定により委託者は、<u>受益権の再分割または併合を行なう場合には、振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の規定にしたがい、次の各号の通り行ないます。</u> <u>1. 受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u> <u>2. 受益権の再分割または併合に際し 1 口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。</u>	(信託の目的および金額) 第 2 条 委託者は、<u>金 200 億円</u>に相当する委託者の指定する有価証券等（以下「信託適格有価証券等」といいます。）を<u>上限</u>として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 ② この信託は、野村日本株高配当 70（配当含む）を対象株価指数とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1 口につき <u>信託契約締結日の前営業日における対象株価指数の終値の 1 ポイントを 1 円に換算した額（小数点以下は切り上げます。）</u>とします。 ③ <同左> (受益権の分割および再分割) 第 10 条 <同左> ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 <新設>

3. 前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算の上、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。 4. 前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分に応じて受益者に分配します。 5. 委託者は、受益権の取得申込の受け付けおよび交換請求の受け付けについて制限を行なう場合があります。 (受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 13 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ②～③ <略> (信託契約の解約) 第 44 条 <略> ② 委託者は、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が 20 営業日連続して 1,000 万口を下回った場合、第 5 条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。 ③～⑥ <略> (付表) 1. ～3. <略> 4. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める口数は、「50 万口」または「400 万口」とします。 5. ～6. <略> 7. 信託約款第 40 条第 3 項の別に定める最小交換口数は、「50 万口」とします。 8. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める一定口数は、「50 万口」とします。	(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 13 条 この信託のすべての受益権は、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ②～③ <同左> (信託契約の解約) 第 44 条 <同左> ② 委託者は、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が 20 営業日連続して 5 万口を下回った場合、第 5 条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。 ③～⑥ <同左> (付表) 1. ～3. <同左> 4. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める口数は、「2,500 口」または「2 万口」とします。 5. ～6. <同左> 7. 信託約款第 40 条第 3 項の別に定める最小交換口数は、「2,500 口」とします。 8. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める一定口数は、「2,500 口」とします。
---	---

※第 10 条および第 13 条については 2026 年 12 月 23 日、第 2 条、第 44 条および付表については 2027 年 2 月 1 日を適用日とする。

NEXT FUNDS JPX 日経インデックス 400 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(信託の目的および金額) 第 2 条 委託者は、<u>金 4,648,086,426 円</u>に相当する委託者の指定する有価証券等（以下「信託適格有価証券等」といいます。）を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 ② この信託は、JPX 日経 400（配当込み）を対象株価指数とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1 口につき <u>11,626 円</u>（信託契約締結日の前営業日における対象株価指数の終値の 1 ポイントを 1 円に換算した額（小数点以下は切り上げます。））とします。<u>なお、2027 年 1 月 29 日現在の受益権を 1 対 100 の割合で再分割しており、当初元本は 1 口当たり 116.26 円です。</u> ③ <略> (受益権の分割、再分割および併合) 第 10 条 <略> ② 委託者は、受託者と協議のうえ、<u>社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定にしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することが</u>できるものとします。 ③ <u>前項の規定により委託者は、受益権の再分割または併合を行なう場合には、振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の規定にしたがい、次の各号の通り行ないます。</u> <u>1. 受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u> <u>2. 受益権の再分割または併合に際し 1 口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。</u> <u>3. 前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算の上、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u> <u>4. 前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分に応じて受益者に分配します。</u> <u>5. 委託者は、受益権の取得申込の受け付けおよび交換請求の受け付けについて制限を行なう場合があります。</u> (受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 13 条 この信託のすべての受益権は、社振	(信託の目的および金額) 第 2 条 委託者は、<u>金 200 億円</u>に相当する委託者の指定する有価証券等（以下「信託適格有価証券等」といいます。）を<u>上限として</u>受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 ② この信託は、JPX 日経 400（配当込み）を対象株価指数とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1 口につき、<u>信託契約締結日の前営業日における対象株価指数の終値の 1 ポイントを 1 円に換算した額（小数点以下は切り上げます。）</u>とします。 ③ <同左> (受益権の分割および再分割) 第 10 条 <同左> ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 <新設> (受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 13 条 この信託のすべての受益権は、<u>社債、</u>

法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ②～③ <略> （信託契約の解約） 第48条 <略> ② 委託者は、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が20営業日連続して<u>1,000万口</u>を下回った場合、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。 ③～⑥ <略> （付表） 1. ～2. <略> 3. 信託約款第15条第1項の別に定める一定口数は、「<u>1,000万口</u>」とします。 4. ～6. <略> 7. 信託約款第44条第3項の別に定める最小交換口数は、「<u>1,000万口</u>」とします。 8. 信託約款第49条第1項の別に定める一定口数は、「<u>1,000万口</u>」とします。	株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ②～③ <同左> （信託契約の解約） 第48条 <同左> ② 委託者は、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が20営業日連続して<u>10万口</u>を下回った場合、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。 ③～⑥ <同左> （付表） 1. ～2. <同左> 3. 信託約款第15条第1項の別に定める一定口数は、「<u>10万口</u>」とします。 4. ～6. <同左> 7. 信託約款第44条第3項の別に定める最小交換口数は、「<u>10万口</u>」とします。 8. 信託約款第49条第1項の別に定める一定口数は、「<u>10万口</u>」とします。
---	---

※第10条および第13条については2026年12月23日、第2条、第48条および付表については2027年2月1日を適用日とする。

以 上